

第二次ざま男女共同参画プラン
中間見直し

座 間 市

1. プランの見直しに当たって

「男女共同参画社会基本法」の中で、「男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題である」と位置づけられて以来、法律や制度の整備を進めながら国を挙げて施策が推進されるなか、その実現にはまだ多くの課題が残されていました。その中で、今まで以上に関係機関が連携しあいながら課題のひとつひとつにしっかりと向き合い、皆さんと共に考えながら、「男女の自立と平等に基づく共同参画社会の実現」を着実に推進するための新たな行動計画として本市では、平成23年（2011年）に「第二次ざま男女共同参画プラン」（以下、「本プラン」という。）を策定いたしました。

本プランの概要として、『目標年度の期間中においても、男女共同参画施策を進める上で、国、県等の動向及び国内外の社会経済情勢の変化に対応していくため、必要に応じて方向性を見直しを図ります。』とありますが、本プラン策定後も社会情勢は大きく変わり、平成27年（2015年）8月には、女性の採用・登用・能力開発等のために事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、我が国における男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。また、本プランが個別計画として定められている、第四次座間市総合計画の平成28年度に行われた中間見直しにおいて、本プランに密接な関係のある子育て支援及び防災が強化されました。この見直しを受けて、女性活躍推進法の施行と合わせ本プランを見直すこととなりました。

女性活躍推進法では、以下を基本原則として女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るとしています。

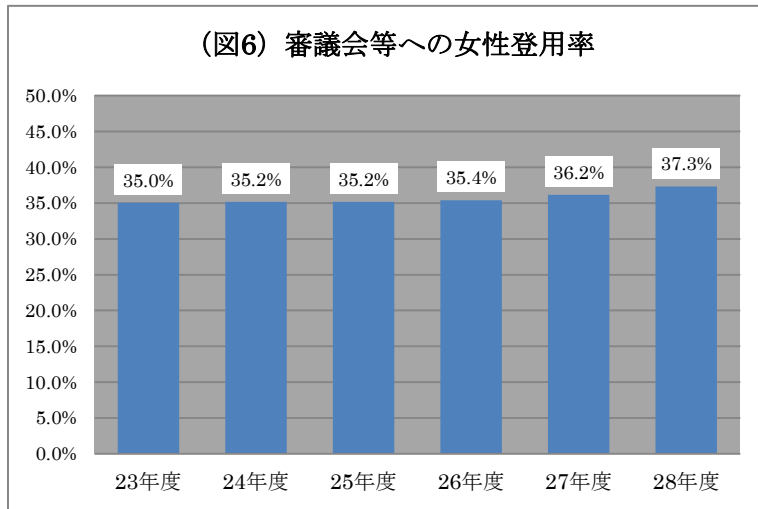
- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

また、国が実施する施策に加え、職業生活を営み、又は営もうとする女性にとって身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた主体的な取組を推進することが重要であり、さらに地方創生に当たっては女性の活躍が鍵であり、活力ある地域社会の実現に向けて女性の活躍を推進する意義は大きく、この取組を計画的かつ効果的に進めるため、地方公共団体においては、市町村推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるよう努めることとする、とされています。その推進計画は、各自治体の男女共同参画計画の一部として策定できることから、本プランの見直しにおいて、座間市における女性活躍のための推進計画の一部としたものには「(推進計画関係)」と付記し、合わせて現行プランに部分的に加筆したものは赤字で記載しています。

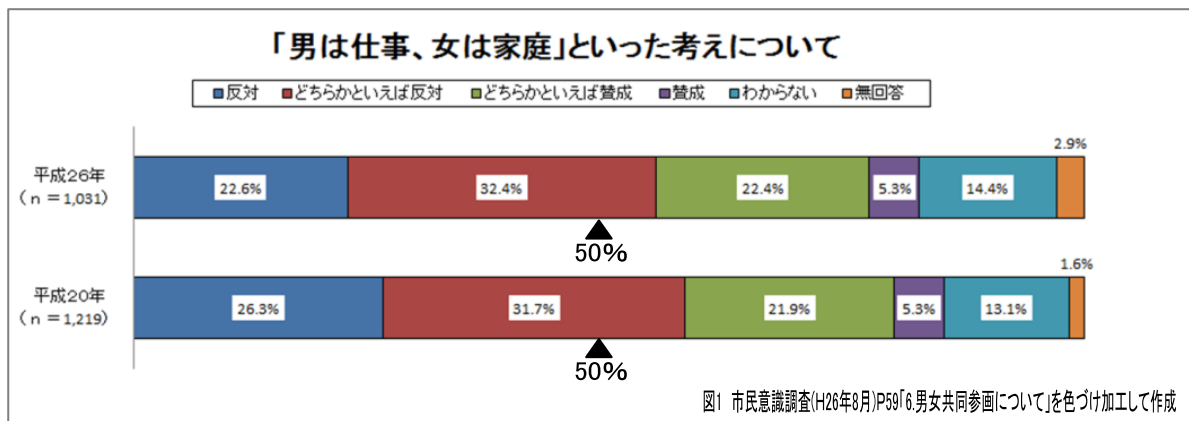
第二章 プランの内容

【重点目標】 I. ひとりひとりが多様な生き方を選択できる社会づくり

■ 現行プランに記載のとおり。以下見直して追記。



平成23年度からの審議会等への女性登用率は、左図(図6)の通り微増ではあるものの、市では目標である「平成32年度までに各審議会等の女性委員の比率を50%」に向かって各審議会等の委員登用の際には男女共同参画が促進されるよう、引き続き呼びかけを行っていきます。



平成26年度実施の座間市市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」といった考えについて最も多かったのは、「どちらかといえば反対」(32.4%)でした。次いで、「反対」(22.6%)、「どちらかといえば賛成」(22.4%)、「わからない」(14.4%)、「賛成」(5.3%)が続きます。「反対」、「どちらかといえば反対」を合わせた《反対派》が、半数を超える結果となりました。また、回答者すべての性別・年齢で、《反対派》が《賛成派》を上回っている結果になっています。(図1)

「反対する」で最も多かったのは、「従来の経験や習慣では、おしはかれない状況となっているから」(34.2%)でした。次いで「現在、仕事の面でも活躍している女性が多くなったから」(23.6%)となっています。一方、「賛成する」で最も多かったのは、「子どもを育てるには、女性が家庭にいたほうがよいから」(60.1%)でした。

以上から本市の市民の意識は《反対派》が50%を超えていることから、固定的な性の枠組みにとらわれていないということが言えますが、今後もあらゆる場面において性別にかかわらず能力を発揮できる社会の実現を目指し、より一層の啓発活動だけでなく、官民で女性活躍推進のための具体的な施策を行うことが必要です。

「施策の基本的方向」 1. 仕事と生活の調和が図れる環境の整備

■ 現行プランに記載のとおり。以下見直して追記。

また、女性活躍推進法の成立により、国、地方公共団体だけでなく、一般企業においても女性の登用率及び就業率の上昇が期待されます。

■ 「施策の具体的方向」(1) 多様な働き方への支援



■ 現行プランに記載のとおり。

《構成事業》

■ 現行プランに記載のとおり。以下見直して追記。

③ 離職者等への再就職支援

再就職支援の講座の実施や、相談の実施状況等の情報を提供します。(推進計画関係)

④ 起業についての講座の実施及び情報提供

起業を目指す人を対象とした講座の実施や、その他公共機関での実施状況等の情報を提供します。(推進計画関係)

「施策の基本的方向」 2. 性別にとらわれない活躍の場づくり

■ 現行プランに記載のとおり。以下見直しで追記...

平成27年（2015年）8月の女性活躍推進法の成立により、女性の採用・登用・能力開発等のために**事業主行動計画**の策定が事業主に義務づけられました。市としては女性活躍推進法における「特定事業主」として、平成28年度に女性活躍推進法に基づいた特定事業主行動計画を策定し、実施しています。また、市内の一般事業主に対して、女性活躍推進法の啓発を行っていきます。

■ 「施策の具体的方向」(1) 適性と意欲が生かせる進路選択への支援

■ 現行プランに記載のとおり...

《構成事業》

■ 現行プランに記載のとおり...

■ 「施策の具体的方向」(2) あらゆる分野への男女共同参画の推進

■ 現行プランに記載のとおり...

《構成事業》

■ 現行プランに記載のとおり。以下見直しで追記...

② 政策・方針決定等の意思決定における男女共同参画の推進

各種審議会委員や団体、市の管理職登用等への男女共同参画を進めるとともに、市内企業等に対して管理職登用等への男女共同参画を働きかけます。(推進計画関係)

事業主行動計画について、市内企業等への周知、啓発活動に努めます。(推進計画関係)

■ 事業主行動計画

特定事業主¹（国・地方公共団体）と、**一般事業主**²（常時雇用する労働者が301人以上の大企業）は、（1）自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、（2）その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表、（3）自社の女性の活躍に関する情報の公表を行わなければならない。（一般事業主のうち、300人以下の中小企業は努力義務）

※付属資料P6「(6) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」参照

¹ 特定事業主…国・地方公共団体

² 一般事業主…民間企業等（国・地方公共団体以外）

付 属 資 料

1	関係法令		
	■ <u>現行プランに記載のとおり。以下見直しで追記。</u>		
	(6) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	…	6
	■ <u>以下、見直し時、既に現行プランに記載のものから改正があったものを掲載。</u>		
2	ざま男女共同参画プラン推進協議会要綱	…	14
3	座間市男女共同参画行政推進会議設置要綱	…	17
4	座間市男女共同参画行政専門会議設置要領	…	19

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年八月二十八日法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第

一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを

定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一

般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に

該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする

女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十

八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則（略）

第六章 罰則（略）

附則（略）

ざま男女共同参画プラン推進協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ざま男女共同参画プラン推進協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市における望ましい男女共同参画社会を実現するための計画（以下「男女共同参画計画」という。）の総合的推進を図るため、協議会を置く。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画の総合的推進に関すること。
- (2) 男女共同参画計画の進行管理に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、男女共同参画計画の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、12名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体から選出された者
- (3) 女性問題学習関係者
- (4) 公募で選出された者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選により定める。また、書記1人を置くことができ、委員若しくは事務局がこの任にあたることができる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 書記は、協議会の議事を記録する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説

明を求めることができる。

(アドバイザーの設置)

第9条 男女共同参画計画の目的を達成するため、必要な助言を行うアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、学識を有する者のうちから市長が選任する。

(庶務)

第10条 協議会の事務局は、男女共同参画担当課内に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月19日から施行する。

ざま男女共同参画プラン推進協議会委員 任期 H27・5・19～H29・3・31

役職	氏名	当初委嘱 年月日	備考
	伊 藤 めぐみ	H23.5.8	学識経験者 (東洋英和大学女性学講師)
会長	渡 部 由紀子	H15.5.23	元関係団体から選出された者
	今 野 秀 司	H19.4.1	女性問題学習関係
副会長	樋 田 一 徳	H21.5.12	元関係団体から選出された者
	杉 山 朋 子	H21.5.12	関係団体から選出された者 (元PTA会長)
	小田切 政 子	H21.5.12	公募による市民代表
	菅 原 真智子	H27.5.19	女性問題学習関係
	横 田 要	H27.5.19	関係団体から選出された者 (元PTA会長)
	大 矢 新一郎	H27.5.19	関係団体から選出された者 (座間市商工会青年部)
	内 藤 芳 子	H27.5.19	関係団体から選出された者 (国際ソロプチミスト座間)
	斉 藤 竜 哉	H27.5.19	関係団体から選出された者 (座間青年会議所)
	澤 田 慶 子	H27.5.19	女性問題学習関係

座間市男女共同参画行政推進会議設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、座間市男女共同参画行政推進会議（以下「推進会議」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 男女共同参画に関する施策の推進を図るため、推進会議を置く。

(所掌事項)

第3条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第二次ざま男女共同参画プランの実施計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の推進方策の検討に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する施策の推進に関わる連絡調整に関すること。
- (4) 男女共同参画計画の策定に関すること。

(推進会議の構成)

第4条 推進会議は、別表に掲げる構成員をもって構成する。

(座 長)

第5条 推進会議の座長は、市民部長をもって充てる。

2 座長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 座長に事故あるとき、又は欠けたときは男女共同参画施策主管課長がその職を代理する。

(会議の招集)

第6条 推進会議は、必要に応じ市民部長が招集する。

(関係職員の出席等)

第7条 座長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見を聴取し、又は関係職員に資料の提出を求めることができる。

(男女共同参画行政専門会議)

第8条 推進会議に、第3条に掲げる事項の調査研究を行うため、男女共同参画行政専門会議（以下「専門会議」という。）を設置する。

2 専門会議の運営に関し必要な事項は、要領で別に定める。

(庶 務)

第9条 推進会議の庶務は、男女共同参画担当課において処理する。

(委 任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成13年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月28日から施行する。

別表（第4条関係）

	構成員
1	市民部長
2	危機管理課長
3	企画政策課長
4	文書法制課長
5	職員課長
6	広聴人権課長
7	商工観光課長
8	健康づくり課長
9	医療課長
10	介護保険課長
11	障がい福祉課長
12	子ども政策課長
13	子ども育成課長
14	保育課長
15	青少年課長
16	道路課長
17	教育指導課長
18	生涯学習課長

座間市男女共同参画行政専門会議要領

1. 趣 旨

この要領は、座間市男女共同参画行政推進会議設置要綱（平成13年6月5日施行。以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、座間市男女共同参画行政専門会議（以下「専門会議」という。）の構成等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 構 成

専門会議は、要綱第4条に規定する構成員が指名する職員をもって構成する。

3. 会 議

(1) 専門会議の会議は、男女共同参画施策主管課長が招集する。

(2) 会議の進行は、男女共同参画施策主管課長が行う。

4. その他

専門会議には、実施計画案等の検討にあたって課題別に検討部会を設けることができる。

附 則

この要領は、平成13年6月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月5日から施行する。

附 則

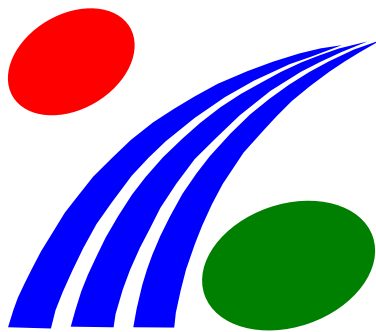
この要領は、平成23年2月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月28日から施行する。



第二次ざま男女共同参画プラン

中間見直し

平成29（2017）年3月発行

発行 神奈川県座間市

編集 座間市市民部広聴人権課人権・男女共同参画係

〒252-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1